

次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱

制 定	平成28年4月1日付け27生産第2937号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
一部改正	平成29年4月1日付け28生産第2138号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
一部改正	平成30年3月30日付け29生産第2326号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 趣旨

本事業は、実需者ニーズを踏まえた野菜等の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な農業経営部門である施設園芸における生産性向上と規模拡大を加速するため、高度環境制御技術、雇成型生産管理技術、自動化等の省力化技術等の活用により高い生産性を実現する次世代施設園芸の取組拡大に向け、施設園芸産地における次世代施設園芸への転換に必要な技術の実証等を通じた技術習得の取組や次世代施設園芸の成果の分析・情報発信等の地域展開の取組を支援するものである。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件及び補助率は、それぞれ別表1及び別表2に定めるとおりとする。

- 1 次世代施設園芸技術習得支援事業
- 2 次世代施設園芸地域展開促進事業

第3 事業の実施に必要な事項

事業実施期間、事業の成果目標、その他本事業の実施に必要な事項は、生産局長が別に定めるものとする。

第4 事業の実施手続

- 1 次世代施設園芸技術習得支援事業

(1) 事業実施計画の作成等

第2の1の次世代施設園芸技術習得支援事業（以下「技術習得事業」という。）を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画（以下「技術習得事業計画」という。）を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 技術習得事業計画の承認等

ア 地方農政局長は、(1)により提出された技術習得事業計画について精査し、生産局長が別に定める要件を満たしていることを確認するものとする。

イ 地方農政局長（生産局長を除く。）は、アにより確認した技術習得事業計画

について、生産局長に提出するものとする。

ウ 生産局長は、イにより提出された技術習得事業計画について、生産局長が別に定める採択基準に基づき、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、生産局長が別に定める審査基準に基づく審査を受けた上で、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長（生産局長を除く。）に通知するものとする。

なお、事業実施主体が既に承認を受けた技術習得事業計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあつては、優先的に採択するものとする。

エ 地方農政局長（生産局長を除く。）は、ウにより、技術習得事業計画を採択した旨の通知を生産局長から受けたときは、当該技術習得事業計画を承認するものとする。

オ 生産局長は、ウによる北海道の技術習得事業計画を採択し、承認するものとする。

カ 地方農政局長は、生産局長が別に定める公募要領等により補助金等交付候補者に選定された者については、公募要領等に基づき提出された技術習得事業計画を、承認を受けたものとみなすことができるものとする。

（3）技術習得事業計画の重要な変更

事業実施主体は、（2）により承認を受けた技術習得事業計画について、生産局長が別に定める重要な変更を行おうとする場合には、変更する内容を明らかにした当該計画を、都道府県知事を経由して地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 次世代施設園芸地域展開促進事業

（1）事業実施計画の作成等

第2の2の次世代施設園芸地域展開促進事業（以下「地域展開事業」という。）を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、地域展開事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

（2）事業実施計画の承認等

ア 生産局長は、（1）により提出された事業実施計画について、生産局長が別に定めるところにより設置する委員会において、生産局長が別に定める審査基準に基づく審査を受けた上で、適当であると認められるときは、承認するものとする。

イ 生産局長は、生産局長が別に定める公募要領等により補助金等交付候補者に選定された者については、公募要領等に基づき提出された事業実施計画を、承認を受けたものとみなすことができるものとする。

（3）事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、（2）により承認を受けた事業実施計画について、生産局長が別に定める重要な変更を行おうとする場合には、変更する内容を明らかにした当該計画を、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 技術習得事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県知事を通じて事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 地方農政局長（生産局長を除く。）は、2の指導を行った場合は、その内容について、1の事業実施状況の報告と併せて生産局長に報告するものとする。
- 4 地域展開事業の事業実施年度における事業実施状況報告書は、生産局長が別に定めるところにより報告するものとする。

第6 事業の評価等

1 技術習得事業

- (1) 技術習得事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自己評価を行い、その結果を都道府県知事を経由して地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について評価を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- (4) (3)により指導が行われた場合には、事業実施主体は指導の内容を踏まえて(1)に準じて自己評価を行い、地方農政局長はその内容を(2)に準じて点検評価するものとする。
- (5) 地方農政局長（生産局長を除く。）は、(2)及び(4)の点検評価並びに(3)の指導を行った場合は、その結果及び内容について生産局長に報告するものとする。
- (6) 生産局長は、地方農政局長が行った点検評価結果について、外部の有識者で構成される評価委員会に諮り、当該評価委員会の意見を踏まえて最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (7) 地方農政局長は、(6)によりとりまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。

2 地域展開事業

- (1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより事業評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。
- (2) 生産局長は、(1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について評価を行った後、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえた最終的な評価結果を

公表するものとする。

第7 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な助言及び指導を適宜行うものとする。
- 2 技術習得事業については、都道府県知事は、次世代施設園芸の地域展開を推進するため、コンソーシアム全体の調整役として、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、コンソーシアムに対する必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、効率的な運営に努め、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第9 国の助成措置

国は、第4の1の(2)又は2の(2)により事業実施計画を承認したときは、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸地域展開促進事業実施要綱に基づき、平成28年度に実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱に基づき、平成29年度に実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 次世代施設園芸技術習得支援事業

事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
<p>次世代施設園芸への転換の加速化に資する高度環境制御技術、雇用型生産管理技術、自動化等の省力化技術（以下「要素技術」と総称する。）等の習得や地域展開に向けた、次に掲げる取組を支援する。</p> <p>1 推進会議の開催 2 要素技術等の実証・改良 3 技術実証の成果等の普及・情報発信 4 農地中管理機構等と連携して集積した施設の移設・改修等</p>	<p>次のいずれかに該当する者であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。</p> <p>1 農業者又は農業者の組織する団体及び都道府県を必須構成員とするコンソーシアム 農業者の組織する団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、次に掲げる者をいう。 (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会 (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。） (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） (6) その他農業者の組織する団体</p> <p>2 1のコンソーシアムの構成員である都道府県</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1 事業内容欄の1の取組については、定額。 2 事業内容欄の2の取組のうち、 (1) (2)に掲げる取組以外の取組については、定額。 (2) 機械設備等のリース導入については、1/2以内。ただし、次に掲げるもののリース導入については、定額。 ア 温度、湿度、CO₂濃度等の複数の環境の制御を行うためのセンサー類、環境制御装置等の環境制御システム一式 イ 従業員ごとの作業時間等のデータを記録・集計・分析し、作業の効率化を図るための生産管理システム一式 ウ 作業の自動化等の省力化に資する設備</p> <p>3 事業内容欄の3の取組については、定額。 4 事業内容欄の4の取組については、1/2以内。</p>

別表2 次世代施設園芸地域展開促進事業

事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
<p>次世代施設園芸拠点等で得られた成果等の全国への波及に向けた、次に掲げる取組を支援する。</p> <p>1 次世代施設園芸拠点等の取組等の横断的な情報発信</p> <p>2 次世代施設園芸拠点等を始めとした先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成、栽培・経営指導、データ等の収集・分析、手引きの策定等</p> <p>3 次世代施設園芸の指導者育成のための研修、人材育成カリキュラムの検討、インターンのマッチングシステムの構築等</p> <p>4 農業用ハウスの設置コスト低減に向けたビジネスモデルの構築、低コスト化技術の収集・発信</p>	<p>民間団体等であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 次世代施設園芸拠点等の成果等を横断的に取りまとめ、全国に波及させる取組であること。</p> <p>2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p>	<p>定額</p>

(注) 「次世代施設園芸拠点等」とは、次世代施設園芸導入加速化支援事業で整備した次世代施設園芸拠点及び強い農業づくり交付金のうち強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)のIの第1の16に定める次世代型大規模園芸施設の整備の取組により整備した次世代型大規模園芸施設(平成28年度に当該交付金のうち次世代施設園芸拠点整備の取組により整備したものを含む。)をいう。